

10 国税との取扱いの違い

項 目	地 方 税 〈固定資産税（償却資産）〉	※国 税 （法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。	認められます。 （法人税法施行令第60条） （所得税法施行令第133条）
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額 1円まで
改良費（基本的支出）	区分評価	原則区分評価（一部合算も可）
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満）	損金算入したものは課税対象外 （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	損金算入可能 （法人税法施行令第133条） （所得税法施行令第138条）
一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象外 （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	3年間で損金算入可能 （法人税法施行令第133条の2第1項） （所得税法施行令第139条第1項）
即時償却資産 （中小企業等の方が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります。	損金算入可能 （租税特別措置法第28条の2・同法第67条の5）

※国税の取扱いの詳細については、税務署（法人部門）等におたずねください。

11 非課税資産・特例資産の申告

非課税資産・特例資産を取得された場合は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」とあわせて下記の書類を添付して申告ください。
（該当する申請書用紙を送付しますので、事前にご連絡ください。）

項目（適用条文）	添 付 書 類	注 意 点
非課税資産 （地方税法第348条）	非課税適用申請書	非課税内容に係る関係書類もあわせて提出してください。
課税標準の特例資産 （地方税法第349条の3） （同法附則第15条）	課税標準の 特例適用申請書	特例内容に係る関係書類もあわせて提出してください。

※電子申告される方は、郵送又は窓口での提出が必要となります。